

# 役員等に対する報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人新しき村の定款第14条及び第27条の規定に基づき、理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事をいい、前号の評議員と併せて役員等という。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

## (報酬)

第3条 当法人の常勤役員等及び非常勤役員等及の報酬は、無報酬とする。

## (費用)

第4条 当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

## (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (附則)

この規程は、当法人が公益財団法人新しき村としての登記の日より適用する。